自治基本条例に定める住民投票

四国中央市自治基本条例(平成19年四国中央市条例第32号、平成19年7月1日施行)(住民投票)

- 第27条 市民、議員及び市長は、市政に係る重要な事項について市民の意思を確認 するため、住民投票を請求又は発議することができます。
- 2 市民、議会及び市は、住民投票の結果を尊重します。
- 第1項では、市政に重要な影響を及ぼす事案について、市民や議員には住民投票の請求権が、市長にはその発議権があることを定めています。
- 第2項では、第1項の請求や発議によって住民投票を執行した場合の結果を尊重すること を定めています。
 - ・「市政に係る重要な事項」とは、四国中央市が直面する課題、市の根幹に係る事項や将 来において重要な影響を及ぼすような事項に限定されます。

〇四国中央市住民投票条例

平成21年3月26日

条例第2号

改正 平成23年9月22日条例第20号

(投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、日本国籍を有する年 齢満18年以上の者(第7条第1項に規定する投票資格者名簿が調製される日の属する年の翌 年3月31日までに年齢満18年に達する者を含む。)で、その者に係る本市の住民票が作成さ れた日(他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第 22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本 市の住民基本台帳に記録されているものとする。

住民投票制度創設にあたっての基本的な考え方(平成20年11月)

投票資格者の範囲(第3条関連)

〇年齢要件

四国中央市自治基本条例の制定過程においてなされた数多くの議論はもとより、近年の法律整備の動向や先例となる他市の状況等をもとに年齢要件を定めます。

(第1案)満20歳以上とする。

◎ (第2案) 満18歳以上とする。ただし、実施年度中に満18歳となる同一学年の者を含む。

【考え方】

- *住民投票に参加することが市政への関心を高めるための良い機会となると考えられることから、未成年者の参加を認めることについては、自治基本条例の制定過程での住民説明会や市民アンケート結果においても意見の大勢を占めています。
- *年齢の区切りをどうするかについては、議論の分かれるところですが、市民アンケートで 42.5%の人が 18 歳以上と答えたことや、日本国憲法の改正手続に関する法律において、国民投票の資格要件が満 18 歳以上とされたことなどを参考としました。なお、18 歳以上に選挙権を与えることが世界の先進諸国間でも大きな潮流となっているほか、公職選挙法が選挙権についての年齢要件を満 20 歳以上としていることについて、全国で 100 を超える地方議会が年齢の引き下げを求める意見書を採択しています。
- *投票資格者となるということは、投票運動の主体となる一方で、働きかけを受ける対象となるものであり、投票運動により受ける精神的・身体的影響も考慮し、18歳以上とすることが望ましいと考えます。
- *児童福祉法、児童手当法などにおいて 18 歳未満を保護対象としているほか、警備業法、火薬取締法、教育職員免許法などにおいては、18 歳未満にはその資格を認めていないなど、多くの法の事例における区分が 18 歳を基準としていることも考慮しました。
- *同一学年の取り扱いについては、満 18 歳という年齢の住民はその大半が現役の高校生であることを前提に、当事者及び関係者の心情に配慮するという自治基本条例検討委員会での多数意見を尊重しました。

【住民投票条例小委員会における主な意見】

- *年齢要件について異論はないが、満 18 歳の同一学年を含むとすると高校生が住民投票に関わることになる。現在では、高校生は政治に関与できないという一般的風潮があるが、学校において、政治に関わる活動がどこまで認められるのかという点について、県教委をはじめとする教育関係者と十分協議しておかねばならないと思う。高校生の間で運動が起こったときに、学校が手足を縛っておいて、さあ投票しなさいということになっても、正しい判断に結びつかないことが懸念される。高校生が不利益を被らないような配慮をお願いしたい。
- *市内に高校が3校あるが、投票に際して学校間対立が起こったら教育現場が混乱しないかという心配もある。しかしながら、憲法改正のための国民投票のこともあるので、学校における投票運動等のルールについては、教育現場で事前に対応策を検討していただきたい。
- *例えば人権教育に関しても学校間で格差があるように、今の教育現場では学校長の考え 次第で相当の開きが出ると思われる。投票運動に積極的に参加していいのか悪いのか、 そのあたりの目安がなかったら、生徒も判断に迷うことになる。若い人が政治に関心を 持つということは大切なことであり、その点では 18 歳以上という線引きは一歩前進で あるが、そのことが逆に進路選択に影響を与えるようなことになってはいけない。保護 者にとっても、そのことで退学処分になったり、内申書に影響したりしないかというこ とは、現実の問題として重要な点であると思う。
- *18 歳の同学年を対象にするというのは、他市の条例には無い画期的な制度であると思う。 現役の高校生に議論に加わってもらうことはもちろん、学校に通っていない若者たちに も十分な情報提供を行い、関心を持ってもらうような方法も工夫してほしい。